

院内掲示

令和6年10月1日 更新

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【届出等による医療について】

以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局奈良事務所に届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等

算定項目	受理番号	算定開始年月日
夜間早朝等加算	第392号	平成20年4月1日
明細書発行体制加算	第171号	平成22年4月1日
時間外対応加算	第121号	令和2年7月1日
機能強化加算	第287号	令和4年4月1日
情報通信機器を用いた診療にかかる基準	第32号	令和4年4月1日
外来感染対策向上加算	第149号	令和4年7月1日
連携強化加算	第61号	令和4年7月1日
医療DX推進体制整備加算	第178号	令和6年6月1日

(2) 特掲診療料の施設基準等

算定項目	受理番号	算定開始年月日
在宅時医学総合管理料	第130号	平成18年8月1日
在宅末期医療総合診療料	第104号	平成18年8月1日
脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ	第7号	平成20年4月1日
運動器リハビリテーション料Ⅱ	第65号	平成20年4月1日
CT撮影及びMRI撮影	第106号	平成28年4月1日
がん治療連携指導料	第102号	平成29年4月1日
ニコチン依存症管理料	第263号	平成29年7月1日
小児科外来診療料	第53号	令和2年4月1日
在宅療養支援診療所（3）	第73号	令和4年4月1日
在宅療養実績加算1	第46号	令和4年4月1日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	第38号	令和5年4月1日
二次性骨折予防継続管理料3	第39号	令和5年4月1日
酸素の購入単価	第7567号	令和6年4月1日
外来・在宅ベースアップ評価料	第88号	令和6年6月1日

①＜機能強化加算＞

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

②＜医療情報取得加算＞

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診（3月に1回）	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

③＜医療 DX 推進体制整備加算＞

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
(令和7年3月31日までの経過措置)
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
(令和7年9月30日までの経過措置)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

④<在宅医療 DX 情報活用加算>

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。

また、マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

(令和7年3月31日までの経過措置)

- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

(令和7年9月30日までの経過措置)

⑤<明細書発行体制加算>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

⑥<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

⑦<通院・在宅精神療法>

当院では、診療においては以下の点に留意しております。

- ・患者様ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っております。
- ・障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っております。
- ・介護保険に係る相談を行っております。
- ・当該保険医療機関に通院する患者様について、介護支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っております。
- ・精神科病院等に入院していた患者様の退院後支援を行っております。
- ・身体疾患に関する診療または他の診療科との連携を行っております。
- ・健康相談・予防接種に係る相談を行っております。
- ・可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えております。

⑧<情報通信機器を用いた診療>

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上処方

⑨<外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算>

当院は、新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。患者様に安心できる医療を提供するため、以下のような院内感染防止対策を取っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の知識を深めるため、院内研修及び関連病院との連携をおこない、対策力向上に努めます。
- ・抗菌薬の適正使用に努めます。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。

以上の取り組みから、当院では「外来感染対策向上加算」を算定しており、また感染症が疑われる場合は、「発熱患者等対応加算」を算定しております。

⑩<夜間・早朝等加算>

厚生労働省の規定により、平日18時以降・土曜日12時以降は夜間・早朝等加算が適応されます。上記の時間帯に受付をされた場合、診療時間内であっても加算の取り扱いとなりますのでご了承ください。

⑪<生活習慣病管理料>

高血圧・糖尿病・脂質異常症を有する患者様が対象となります。当院では患者様の病状に応じて、28日以上長期処方またはリフィル処方箋の発行が可能です。

【保険外給付について】

以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

(税込)

2024年6月1日更新

診断書（当院用紙）	¥2,750
診断書（生命保険）	¥5,500
証明書（当院用紙）	¥1,650
診断書・証明書（所定用紙）	¥3,300
健康診断証明書（当院用紙・所定用紙）	¥3,300
英文（他国語）診断書	¥5,500
死亡診断書（死亡届）1通目	¥5,500
死亡診断書（死亡届）2通目	¥2,200
死亡診断書（保険会社用）	¥5,500
死体検案書（検死込み）	¥50,000
自立支援医療（精神通院）申請用診断書	初回¥6,600 2回目以降 ¥5,500
精神障害者保健福祉手帳 申請用診断書	初回¥6,600 2回目以降 ¥5,500
身障診断書・意見書	¥5,500
特別身障診断書・意見書	¥5,500
厚生年金診断書	¥6,600
自動車税減税のための証明書	¥550
難病特定疾患受給申請 臨床調査個人票	初回¥6,600 2回目以降 ¥5,500
保険会社面談料	¥5,500
保険会社意見書	¥5,500
登園・登校許可証（所定用紙）	¥0
登園・登校許可証（連絡帳）	¥0
登園・登校許可証（当院用紙）	¥0
丸山ワクチン証明書（黄色）	¥1,650
SSM治験登録依頼書	¥5,500
おむつ使用証明書料	¥1,100
訪問入浴指示書	¥1,100
支払証明書	¥1,650
成年後見診断書	¥5,500
福祉用具使用申請書	¥1,650
CD-R	¥1,100
診察券再発行	¥110
セカンドオピニオン（特別外来）	¥5,000
カルテ開示	¥5,000+ コピー代（枚数分）
産業医への診療情報提供書料	¥2,500

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用範囲

2024.10 更新

「個人情報」とは診療録（カルテ）をはじめとした諸記録、診察申込書やマイナンバーカード等、個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいいます。

当院では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記目的以外には利用いたしません。

(1) 医療の提供に必要な事項

- ① 医療・介護サービスの提供
- ② 医療費・介護給付費の保険請求事務（レセプトの提出、支払基金・国保連又は保険者からの照会への回答）
- ③ 厚生労働省や都道府県など関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・検査・実地指導
- ④ 当院が行う管理運営業務のうち、「会計・経理」「医療事故の報告」「当該患者のサービスの向上」等
- ⑤ 他の医療機関等（病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等）との連携
- ⑥ 他の医療機関からの照会への回答
- ⑦ 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧ 検体検査業務の委託
- ⑨ 家族等への説明
- ⑩ 成人検診、老人検診等のご案内
- ⑪ 診療体制の変更など患者様の診療に関するご案内
- ⑫ 事業者等からの委託による健康診断等の事業所等への結果通知
- ⑬ 医師損害賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出
- ⑭ 医療保険事務のうち、審査支払機関又は保険者への照会

(2) 上記以外で医療機関として必要な事項

- ① 当院が行う管理運営業務のうち、「業務の維持改善のための基礎資料」「医学生、看護学生等の実習」「当院内において行われる症例研修」
- ② 住所や氏名の匿名化、顔写真のマスクングを行い、個人情報が特定できないよう配慮した上での学会発表
- ③ 医療機関の管理運営業務のうち「外部監査機関への情報提供」

2. 苦情相談窓口

1.に掲げる利用目的で同意できないものがある場合は、下記の苦情・相談窓口にお申し出ください。

お申し出がない場合は、1.に掲げる利用目的に同意が得られたものとさせていただきます。

なお、お申し出は、ご本人に限らせて頂きます。

ご本人であることを証明するマイナンバー又は運転免許証等と印鑑をご持参ください。

（小児や意識のない方は、ご家族であることを証明するものと印鑑をご持参ください。）

また、お申し出頂いた内容は、ご本人のお申し出でいつでも変更できます。

苦情・相談窓口 医事課主任 宮本

※苦情・相談窓口では、個人情報保護に関する質問や意見もお伺いいたします。